

<報道発表資料>

令和8年5月20日

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

「京都市空家等対策協議会」市民公募委員の募集

京都市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「活用・流通の促進」、「適正な管理の推進」、「跡地の活用」といった総合的な空き家対策を推進しています。

この度、法に基づく「京都市空家等対策計画」の改定等のための協議を行う「京都市空家等対策協議会」（以下「協議会」という。）の市民公募委員を募集します。

【募集概要】

● 募集人数

2名

※ うち1名は、市内に所在する大学、大学院、短期大学、専門学校のいずれかの学生とします。

● 委員就任の期間

令和8年7月1日（予定）～令和10年6月30日

● 委員の役割

年1～2回程度開催する協議会に出席し、「京都市空家等対策計画」の実施に関する議論を行っていただきます。

● 応募資格

次の条件を全て満たす方

- (1) 京都市内に居住又は通勤、通学されている方
- (2) 満18歳以上の方（応募日時点）
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 国籍は問いませんが、日本語での会話が可能な方
- (5) 京都市の他の審議会に2つ以上、市民公募委員として在籍していない方
- (6) 平日の日中に開催される会議に出席できる方

● 応募方法

応募用紙に必要事項、作文（テーマ：「京都市の空き家対策に興味や関心を持っていること」（200字程度）及び「京都市の空き家対策をより実効性のあるものにするためのアイデア」（300字程度））を記入したものを、郵送又は電子メールにより提出してください。

また、京都市ホームページ「京都市情報館」の専用フォームからも御応募いただけます。
なお、応募していただいた書類は返却しませんので御了承ください。

● 応募期間

令和8年5月25日（月）～令和8年6月8日（月）※必着

● 選考方法

選定委員会を設置し、応募していただいた書類により、選考いたします。
なお、選考結果については、応募者全員に通知します。

● 報酬

協議会への出席ごとに、委員報酬をお支払いします。

【応募・問合せ先】

京都市都市計画局 住宅室 住宅政策課（空き家対策担当 白木、本田）

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3667

FAX：075-222-3526

電子メール house@city.kyoto.lg.jp

ホームページの専用応募フォーム

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=11409